

議案第百五号

港区児童育成手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童育成手当条例の一部を改正する条例

港区児童育成手当条例（昭和四十六年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「五月」を「七月」に改め、同項第三号中「が前項第一号」を「が同号」に改める。

第七条第一項中「第六条に基づく」を「前条の規定による」に改め、同条第二項第一号中「または」を「又は」に改め、同条第三項中「六月および十月の三期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第四条第二項第一号の改正規定は、

令和四年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区児童育成手当条例（次項において「改正後の条例」という。）
第七条第三項の規定は、令和三年十月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同
年九月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第四条第二項第一号の規定は、令和四年六月以後の月分の児童育成手当の支
給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例に
よる。

（説明）

児童育成手当に係る支払期月を見直すほか、支給要件を変更するため、本案を提出いたしま
す。